

てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業地区  
21 街区（保留地）の開発事業者等公募（第二次）に係る差入書

令和4年7月1日付けをもって公募があった標記事業の企画提案にあたっては、以下の事項について承諾した上で企画提案書を提出することを約すため、ここに本文書を差し入れます。

第1条 当社若しくは本企画提案に共同で参加する場合の代表企業は日本国内に本店を置く企業で、標記公募の実施要領「2. 参加資格」を満たすものであることを約します。

第2条 当社若しくは本企画提案に共同で参加する全社（以下、「当企画提案事業者」という。）は、提出した企画提案が公募要領の別添「企画提案書選考基準評価表」内、「企画提案必達事項に関する確認」の欄において「未達」と判断された場合には当該提案書が評価の対象外（失格）となり、プレゼンテーションを行わないことを承諾します。

第3条 当企画提案事業者は、企画提案が採択された暁には、本企画提案の公募要領に書かれた条件を遵守し、提案内容の実現に向けた施設整備や事業の実施、事業の運営を誠実に実行いたします。

2 当企画提案事業者は、浦添市が推進する持続的なまちづくり（スマートシティ）に賛同し、企画提案が採択された暁には、本企画の対象区域で開発後の施設等に関し、浦添分散型エネルギー株式会社からのエネルギー供給を受けることを約します。

第4条 当企画提案事業者は、提出した企画提案が採択された暁には、2ヶ月以内に貴組合が使用する契約書の様式に従って貴組合と保留地売買契約を締結します。

2 当企画提案事業者は、提出した企画提案書に記した金額で貴組合と保留地の売買契約を締結します。

第5条 当企画提案事業者は、提出した企画提案書が採択された暁には、貴組合との保留地売買契約締結後で保留地の引渡を受けた時から20ヶ月以内に提案した施設の整備に着手します。20ヶ月を超えて着手しない場合は、貴組合より保留地売買契約を取り消され、保留地を取り戻されることに同意します。なお、当該保留地売買契約の取り消しにあたっては、当企画提案事業者が貴組合に納めた当該保留地の売買契約に係る10%の保証金は返却を求めません。

2 当該保留地売買契約の取り消しによって当企画提案事業者が損害を被ったとしても、貴組合にその賠償を求めません。

第6条 当企画提案事業者が企画提案した内容を実現することなく当該事業から撤退した場合は、貴組合から当該保留地売買契約を取り消され、保留地を取り戻されることに同意します。なお、当該保留地売買契約の取り消しにあたっては、当企画提案事業者が貴組合に納めた当該保留地の売買契約に係る10%の保証金は返却を求めないと共に、それに加えて当該保証金と同額を違約金として貴組合に対して支払います。

2 当企画提案事業者は、第1項の当該保留地売買契約の取り消しによって当企画提案事業者が損害を被ったとしても、貴組合にその賠償を求めません。

3 当企画提案事業者は、第1項により貴組合が保留地売買契約を取り消した場合、当企画提案事業者が当該保留地において実施した施設整備や造成工事、擁壁の設置・除却などの一切の土地の改変について、引渡時の状態に戻すことに同意します。また、当企画提案事業者が当該保留地を引渡時の状態に戻さなかった場合に、貴組合が自ら引渡時の状態に戻したときは、それに要した費用は当企

画提案事業者が負担します。

第 7 条 当企画提案事業者が保留地売買契約締結後に実施した施設整備や業務内容、施設の運営内容などが企画提案した内容と異なると貴組合が判断した場合は、貴組合から当該保留地売買契約を取り消され、保留地を取り戻されることに同意します。なお、当該保留地売買契約の取り消しにあたっては、当企画提案事業者が貴組合に納めた当該保留地の売買契約に係る 10% の保証金は返却を求めません。

2 当企画提案事業者は、第 1 項の当該保留地売買契約の取り消しによって当企画提案事業者が損害を被ったとしても、貴組合にその賠償を求めません。

3 当企画提案事業者は、第 1 項により貴組合が保留地売買契約を取り消した場合、当企画提案事業者が当該保留地において実施した施設整備や造成工事、擁壁の設置・除却などの一切の土地の改変について、引渡時の状態に戻すことに同意します。また、当企画提案事業者が当該保留地を引渡時の状態に戻さなかった場合に、貴組合が自ら引渡時の状態に戻したときは、それに要した費用は当企画提案事業者が負担します。

第 8 条 当企画提案事業者は、保留地売買契約締結後から土地区画整理法第 107 条第 2 項に規定する換地処分に伴う登記の完了後に貴組合より当該保留地の所有権移転登記を受けるまでの間に第三者に当該保留地の所有権を移転する場合は、貴組合に届出てその許可を受けることを約します。

2 当企画提案事業者は、土地区画整理法第 107 条第 2 項に規定する換地処分に伴う登記の完了後の貴組合との所有権移転登記完了後に第三者に当該保留地の所有権を移転する場合は、当企画提案事業者が企画提案した事業を当該第三者に承継させることを約するとともに、その旨を浦添市に報告してその意見を確認することを約します。

第 9 条 当企画提案事業者は、本書に記載した内容に関する事項について、貴組合及び浦添市並びにてだこ浦西駅周辺土地区画整理事業に拘わる事業者及び個人を被告としたいかなる訴訟も提起いたしません。

令和 年 月 日

浦添市てだこ浦西駅周辺土地区画整理組合  
理事長 又吉 眞孝 殿

【企画提案事業者】

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

(印)

(註)

・ 2 社以上で共同提案する場合は、任意の用紙に上記と同様に事業者名等を記載・捺印して本書にホチキス等で左側を留め、ページごとに割り印（全参加事業者）をしてください。上記以外で本書が 2 枚以上になる場合も同様とします。

整理番号

※

※本欄は記入しないで下さい。